

恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案に係る仮釈放者及び保護観察付執行猶予者に関する措置について

平成31年3月14日
大通達甲（人少）第3号
生活安全部長から生活安全部
人身安全・少年課長、各警察
署長宛て

（概要）

この通達は、恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案に係る仮釈放者及び保護観察付執行猶予者に関する措置について、必要な事項を定めたものである。